

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の取消しの取消し

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

指導監査室

○ 特定計量器定期検査  
保安林の指定予定

〃  
治山課

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

○ 公共測量の実施

〃  
監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃  
建築指導課

## 目次

担当課（室）

### 【公安委員会】

○ 指定講習機関の指定の一部改正  
○ 運転免許取得者等教育の認定の一部改正

〃  
運転免許課

◎岡山県告示第四百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 株式会社岡山村田製作所  
住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77  
氏 名 代表取締役社長 佐々木俊和
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社岡山村田製作所  
所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

# 令和5年8月18日 岡山県公報 第12524号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設	
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （AV）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（BF）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（BG）	
能	力	0.12m <sup>3</sup> /日		14.57m <sup>3</sup> /日		2.22m <sup>3</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後1週間		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.08	0.12	10.20	14.57	1.55	2.22
	p H	2.8		3.4		0.20	
	B O D (mg/L)	1,000	1,000	1.0	1.0	4,000	4,000
	C O D (mg/L)	490	490	0.5未満	0.5未満	1,960	1,960
	S S (mg/L)	4,000	4,000	4	4	16,000	16,000
	油 分 (mg/L)	490	490	0.5未満	0.5未満	1,960	1,960
	T-N (mg/L)	560	560	0.56	0.56	2,240	2,240
	T-P (mg/L)	15,000	15,000	15	15	60,000	60,000
	C u (mg/L)	9	9	0.01未満	0.01未満	36	36
	F e (mg/L)	40	40	0.04	0.04	160	160
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	20	20	0.02	0.02	80	80

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和5年8月18日 岡山県公報 第12524号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 3 工程排水処理施設				同左				
種 類	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	W18,800mm×L33,000mm×H5,000mm				同左				
能 力	759m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿、pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着手後1週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /L)	585.1	702.7	585.1	702.7	581.3	697.2	581.3	697.2
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	F e (mg/L)	-	-	-	-				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

# 令和5年8月18日 岡山県公報 第12524号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 4工程排水処理施設				同左				
種 類	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	W18,500mm×L15,200mm×H6,000mm				同左				
能 力	1,500m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿、pH処理				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着手後1週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /L)	310.6	437.8	310.6	437.8	313.3	441.6	313.3	441.6
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	B O D (mg/L)	20	20	9	14				
	C O D (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	F e (mg/L)	2	2	2以下	2以下				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	3,753.5	5,052.7	3,752.4	5,051.0
p H	6~8.5		同左	
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
SS (mg/L)	12	20		
油分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
Pb (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
Cr <sup>6+</sup> (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	10		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年8月18日から同年9月8日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第四百六号

令和元年岡山県告示第三百三十八号（精神通院医療を担当する医療機関の指定の取消し）は、取り消す。

令和五年八月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関  
名称

変更事項  
医療機関の名称

変更前  
しもがた薬局

変更後  
みどり薬局

変更年月日  
令和五年七月三日



◎岡山県告示第四百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年八月十八日

指定を辞退した医療機関

名称

ナビ薬局 赤坂店

所在地

赤磐市西窪田五三四―二

辞退年月日

令和五年七月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第四百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション無限大

2 所在地

岡山県都窪郡早島町若宮三七〇六一六エトワールアコオB棟二〇三号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社無限大

2 所在地

岡山県倉敷市粒江二二四五一七

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年八月九日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三三三二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

星成デイサービスセンターしらゆり

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町東三成二〇三九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社星成

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町東三成二〇三九一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年八月九日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇三七九

五 サービスの種類

通所介護



◎岡山県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町井坂字谷奥三三八、四三八、四三九、四四〇の二、四五一、四五二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷奥四三九・四四〇の二・四五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町馬場字磯谷五四〇から五四二まで、五四四から五四九まで、五五〇の

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字磯谷五四〇・五四七・五五〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四八、五四九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔四一三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス総社真壁店

所在地 総社市真壁字市場堤外一四五二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年四月四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百七十・三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 五十二台

(2) 駐輪場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 四・二九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年八月三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年八月十八日から同年十二月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課

令和5年8月18日 岡山県公報 第12524号

〔四一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島乙島地 内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和五年八月九日から令和六年一月三十一日まで	測量期間



令和5年8月18日 岡山県公報 第12524号

〔四一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

和気郡和気町南山方及び北山方地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び確定測量）	測量の種類
令和五年八月九日から令和六年三月十八日まで	測量期間

〔四一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字天神二〇二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津高九一九―七サーパス津高台通り一番館四〇一

東 慎介

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月二十三日岡山県指令建指第五四号

◎岡山県公安委員会告示第百十一号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十八日

岡山県公安委員会

本則の表一の項、三の項及び十二の項中「富田 満」を「小川 実」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第百十二号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十八日

岡山県公安委員会

本則の表一の項、三の項及び十四の項中「富田 満」を「小川 実」に改める。